

日本のリース会計基準の概要と問題点

——所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理をめぐる——

加 藤 久 明

I. は じ め に

2001年11月1日、企業会計基準委員会（ASBJ）の第1回テーマ協議会は、短期的に対応すべきテーマの中でも比較的優先順位の高いグループ（短期的なテーマ・レベル1）として、「リース取引の会計処理」を取り上げた。2002年7月23日、ASBJはその問題を正式に取り上げることを決定し、リース会計専門委員会が組織された。

ASBJが「リース取引の会計処理」を取り上げた理由は、「現在、例外的に認められている所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理（オフバランス処理）は、国際的には例のない会計処理にもかかわらず、わが国における実務では主流となっている。このようなオフバランス処理は、固定資産の減損会計導入時に障害になることも予想され、会計処理の再検討が必要である。」¹⁾という事情によるものであった。そこで、その作業を任されたリース会計専門委員会は、例外処理を廃止する方向で検討を進めたが、特に産業界からの強力な反発にあい²⁾、作業は難航した。結局、2004年3月24日付けの「中間報告」をもって、作業の一時凍結を発表している³⁾。

では、例外処理の廃止をめぐる、どのような議論が展開されたのであろうか。また、産業界は何を意図して例外処理の廃止に反対しているのであろうか。そもそも、現在の日本のリース会計基準（以下「日本基準」という）が例外処理を認めているのは、どのような事情によるものであろうか。本稿は、日本基準の概要を検討し、その問題点が例外処理の容認規定にあることを述べた上で、これらの疑問を明らかにしようとするものである。

1) 「第1回テーマ協議会提言書」平成13年11月12日（2頁）。

2) ASBJ・リース会計専門委員会に対するリース事業協会の意見表明は、リース事業協会 [2002a], [2002b], [2003] に収められている。その主張の骨子は、リース中間報告 [2004: 3 (2)] の「例外処理を存続すべきとの意見」（後述、図表6）と概ね同じである。

また、リース業界が例外処理の廃止に猛反発していたことについては、当時の新聞記事からもうかがい知ることができる。例えば、「日経金融新聞」2002年12月5日（5面）, 「日本経済新聞」2003年2月27日（朝刊17面）, 「日本経済新聞」2004年3月20日（朝刊15面）など。

3) リース中間報告 [2004: 4]。

Ⅱ．日本基準の概要と問題点

(1) リース・オンバランス化の論理的基礎

①リースの法的形式と賃貸借処理

リースは、レシー（ユーザー）がLESSOR（リース会社）の所有する物件を所定の期間にわたって借り受け、その対価として定期的なリース料を支払う契約である。これを民法上の典型契約に当てはめると、「賃貸借」（民法601条）に分類される。その法的形式に従って会計処理するならば、すべてのリースは賃貸借処理される。すなわち、レシーは、料金支払時点で「借）費用の発生／貸）現金の流出」という仕訳を行うから、資産と負債が同時に認識されることはない⁴⁾。いわゆるオフバランス化である。

賃貸借の法的形式が賃貸借処理と整合する理由は、次のように説明することができる。まず、資産の認識について、レシーは、契約開始時点でリース物件の搬入を受けるから、借方を有形固定資産の取得とする仕訳をしたいところであるが、その物件の所有権を有しているわけではない。よって、その法的形式に従えば、レシーはリース物件を自らの資産として認識することはできない。

次に、負債の認識について、レシーは、契約開始時点でリース期間にわたるリース料（リース料総額）の支払義務を負うが、賃貸借は双務契約であるから、一方のLESSORも対価的な義務、すなわち、リース期間にわたって物件を平穩に使用収益させる義務を負い、双方の義務は同時履行の関係にあるとされる。よって、その法的形式に従えば、LESSORが義務の履行をなした時点で、その履行に相応する分だけ、レシーの支払義務は債務として確定する。ということは、リース料総額はリース期間にわたるものであるから、その債務性を契約開始時点で確立するためには、LESSORがリース期間にわたる自らの義務を契約開始時点ですべて履行していなければならない。ところが、賃貸借は継続的契約であるから、LESSORがそれをなすことは、およそ不可能である。そうすると、リース料総額も債務として確定しないから、レシーはそれを負債として認識することはできない。

このように、賃貸借の法的形式に従って考えると、契約開始時点において資産・負債の存在は認められない。そのため、レシーは料金支払時点まで認識を延期する。その時点では、物件使用の対価としてリース料を支払ったという事実を記帳することになるが、それは会計上、継続的契約に基づいて期間の経過と共に定期連続的に発生する支出、すなわち費用と理解されることから、借方を費用の発生とする賃貸借処理の仕訳が行われる。このように考えると、賃貸借の法的形式と賃貸借処理の関係に接点を見出すことができる。

4) 費用は、未経過（将来）部分を支払った場合に資産（前払項目）となるか、あるいは、既経過（過去）部分を支払っていない場合に負債（未払項目）となる。よって、リース料を費用と理解する限り、契約開始時点で資産と負債を同時に認識すること（オンバランス化）にはつながらない。

②リースの経済的実質と売買処理

これに対して、日本基準では、リースの経済的実質を捉え、それに見合った会計処理をする考える。例えば、物件使用の経済性が自己所有の場合と同程度であり、リース料総額が物件の購入価額と概ね等しく、かつ、その支払いを免れ得ない場合、そのリースの法的形式は「賃貸借」であっても、経済的実質は分割払いの「売買」と同じであるといえる。

もちろん、賃貸借と売買の法的形式は異なる。売買の場合、売主は目的物引渡義務と所有権移転義務を有し、両者の履行をもって買主の代金支払義務は債務として確定する。また、所有権を取得した買主は、その物件を使用収益するにとどまらず、処分することもできる。この点、賃貸借の法的形式と大きく異なる。

しかし、売買の経済性と比べてみると、レシーはリース物件の所有権を有していなくても、その物件の使用収益が自己所有の場合と大きく異なるところがないのであれば、それから得られる経済的便益はリースと売買で重要な相違はなく、キャッシュ・インフローも同程度であると考えられる。さらに、そのリースが解約不能であれば、レシーによる将来の義務履行を待たずとも、リース料総額の支払義務は未払金や借入金と同程度の強制力・拘束力を有しており、しかも、その金額が物件の購入価額と概ね等しいならば、キャッシュ・アウトフローは売買と何ら異なるところはない。

このように、リースと売買の経済性が実質的に同じであるとき、「貸した」「借りた」という法的形式とは別に、「売ったも同然」「買ったも同然」という経済的実質が成立するから、後者に従うとすれば、そのリースは賃貸借としてではなく、売買として処理することが求められる。すなわち、レシーは、契約開始時点で「借）有形固定資産の取得／貸）負債の引受」という仕訳を行うから、資産と負債が同時に認識される。いわゆるオンバランス化である。

こうして契約開始時点で資産・負債が認識されると、その後の理解も賃貸借処理の場合とは異なってくる。まず、料金支払時点でのリース料は、物件使用の対価（費用）としてではなく、未払金や借入金（負債）の返済としての意味をもつことになる。そのため、リース料の支払いは、「借）負債の返済・利息の発生／貸）現金の流出」という仕訳をもって表現される。また、契約開始時点でリース物件（有形固定資産）を購入したと仮定して処理しているから、決算時点ではその減価償却を行うことになる。

(2) リース・オンバランス化の要件とその具体的規準

リース・オンバランス化の論理的基礎をリースと売買のアナロジーに求めるならば、そのアナロジーの成立要件を明確にしなければならない。これについて、日本基準では、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」⁵⁾を売買処理の対象としている。この文言のうち、前段部分はノンキャンセラブル

図表1 ノンキャンセル要件とその具体的規準

ノンキャンセル要件	具体的な判断規準	内 容
	原則的に解約不能	レッシーによる中途解約が認められない。
	実質的に解約不能	レッシーによる中途解約は認められるが、その中途解約に伴って残リース料相当のペナルティが予定されている。

（解約不能）要件，後段部分はフルペイアウト要件と呼ばれている。つまり，日本基準でオンバランス化の対象となるのは，ノンキャンセルかつフルペイアウトのリースである⁶⁾。

ノンキャンセル要件の文言のうち，「リース期間の中途において当該契約を解除することができない」とは，法的形式においてリースを中途解約できない場合である（以下「原則的に解約不能」という）。具体的には，レッシーに対して解除権の留保が認められていない場合である。また，「これに準ずるリース取引」とは，法的形式においてリースを中途解約できるとしても，それが不可能であるのと同程度の経済的実質を備えている場合である（以下「実質的に解約不能」という⁷⁾）。具体的には，レッシーは解除権を留保しているが，その権利行使に残リース料相当のペナルティが予定されている場合である（図表1参照⁸⁾）。リースが「原則的に解約不能」または「実質的に解約不能」のいずれかであれば，レッシーはリース料総額の支払いを免れることはできない。よって，リース料総額が法律上の債務に当たるかどうかはともかく，会計上はその支払確実性をもって負債性を論理化することができる。

次に，フルペイアウト要件の文言のうち，「リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受する」とは，リース物件を自己所有するとしたら得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することをいう。また，「リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する」とは，リース物件の取得価額相当額，維持管理等の費用，陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担することをいう⁹⁾。フルペイアウト要件の判断材料として，日本基準は図表2の5点を掲げている¹⁰⁾。

5つの規準のいずれか1つ以上を満たせば，物件の使用から生じる経済的利益とコストのほとんどすべてが，その本来の帰属者（所有者）であるレッサーから，実際の使用者で

5) リース意見書 [1993：二1]。

6) リース実務指針 [1994：二1]。

7) リース意見書 [1993：注解（注1）]。

8) リース実務指針 [1994：二1（1）]。

9) リース意見書 [1993：注解（注1）]。

10) リース実務指針 [1994：二2]。

図表2 フルペイアウト要件とその具体的規準

フルペイアウト要件	具体的な判断規準	内 容
	所有権移転規準	リース物件の所有権がレシーに自動的に移転する。
	割安購入選択権規準	リース物件を著しく有利な価額で買い取る権利がレシーに与えられており、その権利行使が確実である。
	特別仕様規準	リース物件がレシーの特別仕様になっており、第三者の使用が困難である。
	現在価値規準	解約不能なリース期間中のリース料総額の現在価値が、レシーによるリース物件の見積現金購入価額の90%以上である。
	耐用年数規準	解約不能なリース期間が、リース物件の経済的耐用年数の75%以上である。

あるレシーに移転すると考えられる。このようなリスクと経済価値の全部移転をもって「リース＝売買」であることを判断する考え方は、リスク・経済価値アプローチと呼ばれている。

(3) リースの分類と会計処理

日本基準では、ノンキャンセラブル要件とフルペイアウト要件を基礎としてリースの分類が決められており、そのリースの分類によって会計処理が異なっている。それをフローチャートで示せば、図表3のようになる。

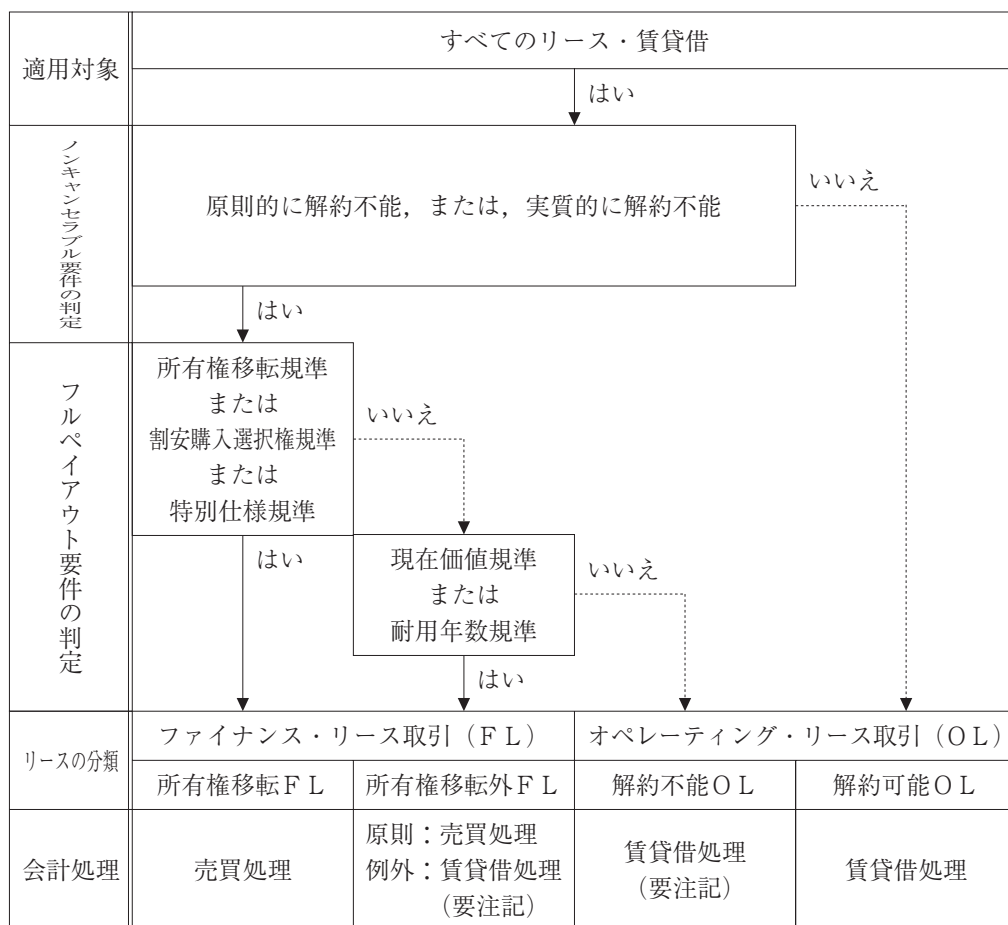
このフローチャートからわかるように、日本基準では、リースをファイナンス・リース取引（以下「FL」という）とオペレーティング・リース取引（以下「OL」という）に分類する。FLは、ノンキャンセラブルとフルペイアウトの両要件を満たすから、売買処理の対象となる。しかし、そのFLが所有権移転外の場合は、売買処理を原則としつつも、それ相応の情報（資産情報、負債情報、損益情報、処理基準）を財務諸表に注記すれば、賃貸借処理することが例外的に認められる。一方、OLは、2つの要件を同時に満たさないから売買処理を必要としないが、ノンキャンセラブル要件を満たすものについては、リース料総額の支払確実性が高いことから、未経過リース料の金額を負債情報として財務諸表に注記する必要がある。

(4) 日本基準の問題点——会計基準の国際的調和・収斂の観点から——

以上が日本基準の骨子である。これをアメリカのリース会計基準（SFAS13）、国際リース会計基準（IAS17）と比較してみよう。

まず、リース・オンバランス化の論理的基礎について、SFAS13・IAS17によれば、レ

図表3 リースの分類と会計処理



ッシーは、資産の所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて移転するリースを売買処理しなければならない¹¹⁾。これはリスク・経済価値アプローチであり、売買とのアナロジーによるリース・オンバランス化であるから、日本基準のそれと本質的に異なるところはない。

次に、リース・オンバランス化の具体的規準について、SFAS13では、所有権移転規準、割安購入選択権規準、耐用年数規準、現在価値規準の4つを掲げている¹²⁾。IAS17では、さらに特別仕様規準を加えて5つの規準を掲げているが、耐用年数規準と現在価値規準の量的割合については、前者は「大部分」（major part）、後者は「概ね一致」（substantially all）と表現するにとどまっている¹³⁾。表現上の違いはあるが、いずれの規準も日本基準でいうフルペイアウト要件の判断材料とされるものであり、3つの基準ともに重要な相違は

11) FASB [1976 : par.60], IASC [1997 : par.6]。

12) FASB [1976 : par.7]。

13) IASC [1997 : par.8]。

ないと考えられる。

一方、日本基準でいうノンキャンセラブル要件については、SFAS13にもIAS17にも明確な記述はない。しかし、リース期間の定義をみると、原則的・実質的に解約不能な期間をベースとした規定になっている¹⁴⁾。そのリース期間は、耐用年数規準や現在価値規準を適用するために、また、リース資産・負債の評価額を決定するために必要とされる。よって、リースが解約可能であるとしたら、リース期間の定義に該当する期間はゼロとなるから、耐用年数規準や現在価値規準を適用できないことはもちろん、たとえ所有権移転規準、割安購入選択権規準、特別仕様規準のいずれかを満たしているとしても、そのリースをオンバランス化することは理屈上では不可能となる。このことから、SFAS13・IAS17は、「オンバランス化するリース＝解約不能」という前提の上に成り立っていると考えられる。そう考えると、ノンキャンセラブル要件をオンバランス化の必要条件とすることは、3つの基準ともに同じであるといえる。

以上のことから、日本基準は、リース・オンバランス化の論理・要件・規準について、会計基準の国際的調和（harmonization）・収斂（convergence）が図られているといえる。しかし、その会計処理に注目すると、SFAS13・IAS17は、日本基準でいう所有権移転外FLに対して、原則処理（売買処理）と例外処理（賃貸借処理＋注記）の選択を認めていない。リースの分類上も所有権移転の有無による区別はなく、所有権移転FLも所有権移転外FLも共に売買処理で統一されている。そのため、所有権移転外FLの例外処理は、日本基準特有の規定であることになる。

そうすると、会計基準の国際的調和・収斂を達成する上で問題になることは、例外処理の容認規定をもつ日本基準が、SFAS13・IAS17と同じレベルで整合性を保つことができるかどうかである。もちろん、例外処理を適用しても、原則処理と同程度の情報は注記されるから、本体情報であるか注記情報であるかを問わなければ、財務諸表の利用者がオンバランス相当の情報を入手できることに変わりはない。しかし、原則処理と例外処理の違いは、財務比率や利益数値に重要な影響を及ぼす。そうすると、SFAS13・IAS17による財務諸表では原則処理しか適用できないから、日本基準による財務諸表で例外処理を適用するとなると、両者の間で利益の質が問題になることはもちろん、いわゆるレジェンド問題にまで発展する。それにも係わらず、日本基準の設定以降、売買処理を「原則」とした基準の意図に反して、実務上、「例外」であるはずの賃貸借処理が一般化しているため¹⁵⁾、例外処理の容認規定は国際的調和・収斂の阻害要因と目されてきた。

そこで、現状で調和・収斂を図るためには、例外処理を廃止することが考えられる。それは単純ではあるが有効な解決策であり、リース会計専門委員会もその方向で検討を進めたが、産業界の猛反発にあって作業は暗礁に乗り上げた。以下、この例外処理の廃止と存続をめぐる議論を詳しく見ていくことにしよう。

14) FASB [1976 : par.5f], IASC [1997 : par.3]。

15) リース中間報告 [2004 : 2 (2)]。

Ⅲ．例外処理の廃止と存続をめぐる議論

(1) 例外処理が容認されている理由

①産業界の反発

そもそも、日本基準が設定されたときに、どうして例外処理が容認されることになったのであろうか。その背景的理由として、大塚〔1995：130頁〕は次のように述べている。若干長くなるが、直接引用しよう。

「リース会計基準の基本的考え方は、ファイナンス・リース取引については経済的実質を重視して売買取引として処理し、オン・バランスすることにある。しかし、この原則に対して、リース業界から根強い反対が寄せられた。レッシー・サイドからみると、リース利用の目的は事務の合理化、簡便な会計処理、リース料の経費処理、陳腐化対応、効率的資金運用、コスト把握・予算管理の容易性等の利点が挙げられるが、こうした利点が損なわれることにより、リース利用の減退、ひいては設備投資促進に大きな影響を与えることになる。レッサー・サイドからみるとリース利用の利点が失われることから、リース産業そのものの存立基盤が損なわれる恐れがある。またメーカー・サイドからすると新しい販売促進手段であるリースのメリットである資金負担の軽減や債権回収上のリスク回避が失われ、メーカーの経営が大きな影響を受けることになりかねない。リース業界はファイナンス・リース取引の資産化が上述したような経済的影響を及ぼすことを懸念して、これに強く反対し、法的側面を重視した現行の賃貸借方式を継続することを主張した。こうした実状をふまえて、リース会計基準は、売買に係る方法に準じて会計処理を行うことを原則としながら他方において例外規定を設け、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとして、現行の会計実務を容認することにした。ただし、この場合には売買として処理してオン・バランスした場合と同様な情報を注記として開示することを条件としたのである。」

このように、会計基準の設定過程において、産業界は、リースをオンバランス化するという基本的な考え方それ自体に対して、その経済的影響をもとに強く反対していた。そのことが、所有権移転外FLに限って例外処理を容認するという妥結につながったと考えられる。

②制度上の理由1：税法との整合性

日本特有の会計制度の枠組み（いわゆるトライアングル体制）を維持するという観点からすれば、所有権移転外FLの取扱いを売買処理のみとすることは、税法や商法との整合性という点で問題がないわけではなかった。

まず、税法との関係について、日本基準の設定当時、すでに国税庁は、リースに関する税務上の取扱いとして、2つの個別通達を発遣していた。昭和53年のリース通達〔1978〕（以下「S53通達」という）と、昭和63年のリース通達〔1988〕（以下「S63通達」という）

である。S53通達は、リース期間が法定耐用年数より短い場合を対象として、また、S63通達は、リース期間が法定耐用年数より長い場合を対象として、そのリースを一般の賃貸借と同様に取り扱うことから生じる課税上の弊害を是正するためのものであった。

S53通達によれば、規制の対象となる「リース取引」（以下「税務上のリース取引」という）は、図表4の2つの要件を同時に満たすものとされている¹⁶⁾。

図表4 「税務上のリース取引」の該当要件

要件	内 容
A	リース料総額が、レッサーによるリース物件の取得価額及び付随費用（借入利子、固定資産税、保険料等）の合計額のおおむね全部（90%以上）を支弁するように定められている。
B	リース期間中の中途解約が禁止されている。ただし、中途解約が可能であっても、レッサーが残リース料のおおむね全部（90%以上）をレシーに請求できる場合を含む。

これを会計上の取扱いと比較してみよう。Aは現在価値規準に相当する。リース料総額について、税務上は名目ベースであり、会計上は現在価値ベースであるが、量的割合は共に90%以上であるし、また、現在価値は名目額を下回るから、現在価値規準を満たせば、計算上、Aも満たすはずである¹⁷⁾。次に、Bはノンキャンセラブル要件に相当する。会計上は、「原則的に解約不能」と「実質的に解約不能」の2つがあるが、それについては税務上も同じ取扱いになっている。このことから、会計上の所有権移転外FL（ノンキャンセラブル要件と現在価値規準を満たすもの）は、税務上のリース取引に該当することがわかる。

ところが、税務上のリース取引は、即座に売買処理の対象となるわけではない。S53通達では、税務上のリース取引が図表5の規準のいずれか1つ以上を満たした場合に、売買処理することを要求している¹⁸⁾。

16) リース通達[1978:1]。なお、量的割合（90%以上）は、S53通達の運用指針（昭和53年12月7日、直法2-25、直所3-31）の「リース取引の判定における『おおむね全部』の意義」による。

17) ここでは、税務上の要件A（図表4）にある「レッサーによるリース物件の取得価額及び付随費用（借入利子、固定資産税、保険料等）の合計額」が、会計上の現在価値規準（図表2）にある「レシーによるリース物件の見積現金購入価額」と等しいことを前提としている。

18) リース通達[1978:2]。なお、S53通達とS63通達は、その後、平成10年の税制改正において、基本的な考え方を踏襲したまま、一部修正の上で法人税法施行令136条の3に明文化された。同条では、税務上のリース取引（この概念はS53通達と基本的に同じ：同条3項、法基通12の5-1-1、法基通12の5-1-2）が次の規準のいずれか1つ以上を満たした場合に、売買処理することを要求している。

①リース物件が無償または名目的な対価でレシーに譲渡される。

図表5 「税務上のリース取引」の売買処理規準

規準	内 容
①	リース物件が無償または名目的な対価でレッシーに譲渡または再リースされる。
②	土地、建物、建物附属設備または構築物を対象とするリースである。
③	リース物件が機械装置等である場合について、レッシーのみが専属的に使用可能であるように、特別な仕様で製作されている。
④	レッシーによる使用または消費の状況からみて、リース物件の特定が不可能である。
⑤	リース期間がリース物件の法定耐用年数よりも相当短く（70%未満、法定耐用年数が10年以上の場合は60%未満）、かつ、レッシーがその物件を購入する権利または義務を有する。

これを会計上の取扱いと比較してみよう。②④に直接該当するものはないが、①は所有権移転規準・割安購入選択権規準に相当し、③は特別仕様規準に相当する。⑤は耐用年数規準に相当するが、会計上は、量的割合が75%以上である点、また、購入選択権の存在が必要条件になっていない点で異なる。

以上のことから、会計上のF Lと税務上の取扱いをまとめると、次のようになる。まず、所有権移転F Lは、いわば所有権留保付きの売買であるから、それが公正な取引（arm's-length transaction）であるとすれば、レッサーは、そのリースを解約不能とした上で、リース物件の取得価額及び付随費用を全額回収できるようにリース料を設定するのが通常である。とすれば、所有権移転F Lは、税務上のリース取引に該当すると同時に、税務上の売買処理規準（特に①③）も満たすことになる。つまり、所有権移転F Lは、税務上、売買処理することが予定されるから、会計上でその取扱いを売買処理のみとしても、税務上の取扱いと大きく矛盾することにはならない。

一方、所有権移転外F Lには、「ノンキャンセラブル要件+現在価値規準」を満たすものと、「ノンキャンセラブル要件+耐用年数規準のみ」を満たすものがある。前者は、税務上のリース取引に該当するが、税務上の売買処理規準を満たさないから、賃貸借処理す

②リース物件を著しく有利な価額で買い取る権利がレッシーに与えられている。

③リース物件がレッシーの特別仕様で第三者の使用が困難であるか、または、リース物件の識別が困難である。

④リース期間がリース物件の法定耐用年数に比して相当の差異があり、かつ、レッシーまたはレッサーの法人税または所得税の負担を著しく軽減することになる。なお、相当の差異とは、70%（法定耐用年数が10年以上の場合は60%）未満、または、120%超であることをいう（法基通12の5-2-7）。

ることが認められる。また、後者は、税務上のリース取引に該当しないため、税務上の売買処理基準の適用を受けないから、特に課税上の弊害が生じるものでない限り、賃貸借処理することが認められる。いずれにせよ、所有権移転外F Lは、税務上、賃貸借処理することが予定されるから、会計上でその取扱いを売買処理のみとすることは、税務上の取扱いと異なる結果をもたらす。

そうすると、会計と税務の取扱いの齟齬をできるだけ少なくするためには、所有権移転外F Lに対して例外処理を認めざるを得ない。例外処理の容認規定には、このような制度的理由があったと考えられる。

③制度上の理由2：商法との整合性

また、商法との関係について、日本基準の設定当時、商法計算書類規則18条の2では、「リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。」と規定していた。前段部分は原則規定であり、後段部分は例外規定である。そうすると、商法はなぜ前段の注記を原則とし、後段のオンバランス化を例外としているのか、その理由が問われなければならない。

もともと、商法は、配当可能利益の計算を目的とし、その根底に債権者保護の考え方をもつものである。それに照らして考えると、繰延資産の取扱い（限定列举，早期償却，容認規定）が典型的であるように、資産計上の根拠として、換金能力や担保価値が重視される。そのため、リース物件の所有権が移転する場合、レシーは最終的にその物件を取得することになるから、それに資産性を認めることはできるとしても、リース物件の所有権が移転しない場合、レシーはその物件を返却しなければならないから、それについても同様に資産性を認めることは、商法の基本的立場からして問題なしとはいかないだろう¹⁹⁾。よって、注記を原則とし、オンバランス化を例外にしたものと考えられる。

そうすると、会計上の立場はオンバランス化を原則とすることであるから、商法の趣旨と相反することになる。もちろん、商法計算書類規則18条の2にある原則と例外の趣旨を区別せずに、会計上でF Lの取扱いを売買処理で統一したとしても、条文の文言に直接抵触するわけではない。しかし、商法の趣旨を汲みとると同時に会計上の立場も貫くとなれば、折衷案として、所有権移転外F Lに限って例外的に賃貸借処理を認めるということにならざるを得ない。これもまた、例外処理の容認規定が採用された制度的理由であると考えられる。

(2) リース会計専門委員会の「中間報告」

次に、リース会計専門委員会の「中間報告」をもとに、例外処理をめぐる議論を整理することにしよう。「中間報告」には、「例外処理を廃止すべきとの意見」（以下「廃止論」という）と「例外処理を存続すべきとの意見」（以下「存続論」という）が記されてお

19) 秋山 [1996：401頁，406-411頁]，日本税理士会連合会・北村 [2004：177-179頁]。

り²⁰⁾、リース会計専門委員会の議論の中で対立していた様子がうかがえる。それを要約すると、図表6のようになる。

図表6 例外処理の廃止論と存続論

	例外処理を廃止すべきとの意見(廃止論)	例外処理を存続すべきとの意見(存続論)
リースの性質と会計処理 論点(1)	FLは、資産の割賦売買と同様の経済的実質を有するため、両者は同様の会計処理を行うべきである。そのため、日本基準では、FLは原則として売買処理することとされている。 仮に資産の割賦売買との類似性においても、FLでは、レシーは、使用の有無に係わらずリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローも固定されているから、レシーはその債務と見合いの資産を計上すべきである。	日本の所有権移転外FLは、金融ではなく「物融」であり、諸外国のFLと異なり賃貸借性が強く、単なる割賦売買や金融ではない。 以下の点からも、諸外国と経済実態が異なるため、売買処理を採用することは適切ではなく、賃貸借処理が日本のリースの実態に最も適合する。 ①レシーは、次に示すように所有者としての責任・義務を負っているから、それを反映した会計処理とすべきである。 リース期間中……減価償却計算、固定資産税の申告・納付などを行う。 リース終了後……リース物件の返還を受ける。再リース・売却を行わない場合は、廃棄コストを負う。 ②アメリカでは、リース料は物件代金と金利で構成されるが、日本では、リース料は物件の使用料であり、複合的なサービスの対価であるため、構成要素（物件代金回収、支払利息、維持管理費用、レシーの利益など）に分割して会計処理を行うこと自体、意味がない。
原則処理と例外処理の関係 論点(2)	日本基準では原則処理と例外処理を認めているが、現状では、ほぼ例外処理のみが採用されている。これは、売買処理を原則とする会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であり、早急に是正される必要がある。	

20) リース中間報告 [2004: 3 (1) (2)]。

論点 (3) 財務諸表の比較可能性	原則処理と例外処理のどちらを選択するかによって、財務諸表本体への影響はまったく異なる。 現状では、ほぼ例外処理のみが採用されているため、所有権移転外F Lと資産の割賦売買で異なる処理となり、財務諸表の比較可能性が損なわれている。特に、レシー側では、実質的な資産の取得とそれに伴う資金調達が会計的に表現されないことにより、固定資産比率や自己資本比率等に大きな影響が生じている。	例外処理を選択した場合は、原則処理と同等の情報が注記されるため、十分な情報開示がなされている。 アナリスト等から情報開示に支障があるとの意見はあまり聞かれず、会計基準を変更する実益が乏しい。 例外処理を廃止すると、アメリカでみられるようにオンバランス回避行為（後述、論点（4）参照）が起これると予想され、逆に開示が後退する可能性がある。
論点 (4) 国際的な会計基準との関係	現在、国際リース会計基準とアメリカのリース会計基準では、ほとんどすべての経済的便益とリスクがレシーに移転する場合に売買処理を行う。これらの基準に照らした場合、日本の所有権移転外F Lは売買処理になるため、現状の賃貸借処理では、国際的な比較可能性が確保されない。 IASB では、G4+1 の議論をベースに、使用権の割賦取得とその対価の支払義務を、それぞれ資産と負債に計上すること、すなわち、F Lのみならず、O Lについても資産及び負債を認識することを検討しようとしている。その議論は、原則処理でもなおカバーできないものに対処しようとするものである。原則処理自体が採用されていない日本の現状は、IASB の議論を待つまでもなく、改善される必要がある。	現状の日本の処理（ほぼ例外処理のみが採用されていること）が国際的な会計基準と差異があるとしても、それは日本の取引実態を反映したものであり、会計基準を変更する理由にならない。 国際的に広く用いられているアメリカのリース会計基準は、数値テスト（現在価値規準の90%、耐用年数規準の75%）を用いることにより、形骸化している（オンバランス回避行為）。IASB における今後の検討は、その形骸化の弊害をなくすことが一つの目的とされているから、現状でそのような欠陥のある会計基準に整合性を図るのは適切ではない。 いま国際的な会計基準と整合性を図り、IASB が検討を終えた後で再び整合性を図るとなれば、システムの二重投資が不可避になる。
論点 (5) 税務との関係		法人税法は、税務上のリース取引（会計上の所有権移転外F Lに相当する）を資産の賃貸借と位置づけ、一定の要件を満たした場合に、売買または金融として扱うこととしている。日本のリース事業は、この法人税法の取扱いを基礎に展開されている。 確定決算主義のもとでは、会計上で所有権移転外F Lを売買処理に統一すると、以下

		の問題が生じる。 ①税務においても賃貸借性が否定され、売買処理となる可能性がある。その場合、リース事業の基盤が損なわれるおそれがある。リースは、現状の会計処理及び税務処理を前提に組成されているため、取引そのものが成り立たなくなるおそれがある。ひいては、リースという設備投資手段が失われかねない。 ②レッサー側では次の問題が生じる。(会計上の取扱いに倣って) 税務上も売買処理とされた場合、賃貸借処理の時よりも課税所得が先行して計上される。(会計上の取扱いとは異なり) 税務上は賃貸借処理とされた場合、会計上で減価償却費が計上されないから、税務上も減価償却費相当額の損金算入が認められないおそれもある。 ③税務上の取扱いが会計上の取扱いと異なる場合、申告調整が認められるか不明である。それが認められた場合でも、事務負担は大きなものとなる可能性がある。
現状 論点(6) において会計基準を変更する必要性		以下の点において、現状で会計基準を変更する理由はない。 ①所有権移転外F Lは、日本基準の設定以前から賃貸借取引として根付いている。日本基準の設定当時も、その理解のもとに例外処理が認められている。 ②例外処理が会計基準に採り入れられ、その方法が実務に広く採用されてきたことは、賃貸借処理が実務慣行として認知されている証左である。 ③日本基準の設定後も上述の状況に全く変化はなく、また、所有権移転外F L自体にも何ら変化はない。
適用 論点(7) 範囲の問題		レッシーがF Lを利用するメリットの一つは、パソコンなど小規模な機器を利用する上での事務処理の簡便性にある。日本のF Lは、事務用機器など比較的少額のものが多く、中小企業の利用が多いという特徴がある。

	所有権移転外F Lを売買処理に統一すると、レシーのメリット（事務処理の簡便性、コストの把握及び予算管理の容易さ、簡便な税務会計実務など）が失われるため、取引そのものに影響を与える可能性がある。
--	--

（注）各論点において中間報告〔2004〕で意見が記されていない場合は、空白のままにしてある。

以上のことから、廃止論の特徴として、次の点を指摘することができる。①割賦売買との経済的類似性やキャッシュ・フローの固定性に注目している。②会計基準の趣旨が骨抜きにされており、規範性に欠ける点を問題視している。③原則処理と例外処理で利益の質や財務比率が大きく異なるという観点から、本体情報における財務諸表の比較可能性を重視している。④国際会計基準審議会（IASB）の改定動向に遅れをとらないために、まずは現状で会計基準の国際的調和・収斂を達成しておく必要があるとの認識に立っている。⑤税務との関係については何の言及もせず、会計と税務を切り離して考えている。

また、存続論の特徴として、次の点を指摘することができる。①日本のリースの特殊性（特にサービス面）に注目している。②例外処理が実務上一般化していることは、規範性の欠如ではなく、賃貸借処理が公正妥当な会計処理であることの証左と見ている。③利益の質よりもディスクロージャーの観点から、本体情報と注記情報を含めた財務諸表の比較可能性を重視している。④ディスクロージャーの面で日本基準が優れていることを主張すると共に、多段階にわたる会計基準の改定によって、事務システムの再構築コストが生じることを問題視している。⑤確定決算主義の観点から、税務面におけるリースのメリットの喪失と、それに伴う事業の縮小を懸念している。

（3）例外処理存続論の意図

「中間報告」に見られる存続論は、日本基準が設定された当時の産業界の主張と同じように見えるが、その実は異なっているように思われる。すなわち、日本基準の設定当時は、リースはオフバランス化するのが当然であって、それをオンバランス化すること自体、彼らにとって受け入れ難いものであった。これに対して、「中間報告」では、例外処理こそが公正妥当であることを主張して、それを廃止することには反対するが、だからといって例外処理を原則処理に置き換える、つまり、賃貸借処理に一本化することまでは、直接主張していない。オンバランス化を原則とすることについて、直接的な反発を示していないのである。また、確定決算主義に基づく申告調整の煩雑さを主張するが、現行制度においてもリースの会計と税務は完全に一致しているわけではない。そこで、両者の取扱いを一致させるような制度改正を求めるかといえば、そうでもない。賃貸借処理に一本化して一致させることは直接主張していないし、売買処理に一本化して一致させることは望んでいない。

このように考えると、存続論は、単に例外処理の廃止を阻止しようとするだけでなく、現行のリース会計及び税務を保守しようとしているかのごとく見える。存続論をそのように解釈するとき、彼らの主張の背後に意図されているものは何であろうか。次の2点が考えられる。

第一に、原則処理と例外処理の選択適用から生じる利益操作性を維持することである。レシーの場合でいえば、会計上、売買処理した場合の費用は、リース資産に係る減価償却費とリース負債に係る支払利息であるが、賃貸借処理した場合の費用は支払リース料のみである。一般に、減価償却費と支払利息の合計額は支払リース料の金額と同じにならないから、その他の費用・収益を一定とすれば、売買処理による場合と賃貸借処理による場合で利益数値は異なってくる。そのため、両者の処理を選択できるのであれば、望ましい利益数値の達成を意図しながら、どちらの処理を適用するのかを決めることができる。

ところが、売買処理であれ賃貸借処理であれ、どちらか一方に統一されることになれば、そのような利益操作の幅は狭くなる。その意味で、産業界は、所有権移転外FLの原則処理と例外処理が並存する会計上の取扱いを、会計方針の選択の余地として残しておきたいと考えるであろう。

第二に、シンセティック・リース (synthetic lease, 混成リース) に商品価値をもたせることである。シンセティック・リースとは、もっぱらレシーのニーズに合わせて設計・開発されたもので、1990年代にアメリカで広く普及したリース商品である。その特徴は、会計と税務の取扱いが異なることを利用して、レシーが会計上は賃貸借処理し、税務上は売買処理できるように契約条項が工夫されているところにある²¹⁾。そして、その狙いは、レシーが会計上はオフバランス効果を得ると共に、税務上は所有者としての恩典を受けるところにある²²⁾。

前者の効果について、会計上、売買処理すると資産と負債が両建で計上されるが、それを賃貸借処理すれば費用が計上される。そのため、売買処理するよりも賃貸借処理した方が、財務比率（特に、資産と資本の比較比率、負債と資本の比較比率）を悪化させずにすむし、また、借入限度枠や財務制限条項への抵触を防ぐことができる、というメリットがある。

後者の恩典について、それは減価償却費の損金算入だけではない²³⁾。税務上、リースを

21) AAA [2001 : p. 292], Monson [2001 : pp. 279-280]。

22) 中央青山監査法人・税理士法人中央青山 [2004 : 318頁]。

23) 税務上、リースが売買とみなされた場合、レシーは、リース物件の減価償却を行い、その償却費を損金算入することが認められる。しかし、会計上で賃貸借処理したリースが税務上で売買処理に引き直された場合、損金経理されているのは減価償却費ではなく支払リース料であるから、確定決算主義国の日本では、損金経理されざる減価償却費を損金算入することは認められないという問題が生じる。そこで、法基通12の5-2-16では、損金経理したリース料の金額は、「償却費として損金経理をした金額」(法人税法31条1項)に含まれるものとして取り扱うこととしている。ただし、損金経理したリース料の金額が償却限度額を超える場合、その差額は償却限度超過額として損金不算入となるが、この点は通常の減価償却費の取扱いと同様である。

売買として取り扱うということは、課税所得の計算上、リース物件を購入による自己所有資産と同様に取り扱うことを意味する。よって、レシーは、所定の要件を満たせば、該当資産の所有者と同様に、租税特別措置法に規定する特別償却や税額控除等の規定の適用を受けることができる²⁴⁾、というメリットがある。

このように、シンセティック・リースは、会計と税務の両面でレシーに有利に働くことを目的とするもので、規制回避的な商品と見られることもあるが、このリースは、所有権移転外F Lの例外処理を利用することで、ごく簡単に組成することができる。例えば、ノンキャンセラブル要件と現在価値規準のみを満たすリースは、所有権移転外F Lであると同時に、税務上のリース取引に該当する。よって、そのリース期間を法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の場合は60%）未満に設定すれば、税務上は売買処理することが求められる²⁵⁾。しかし、そのようにリース期間を設定しても、会計上の分類は所有権移転外F Lのままであるから、例外処理として賃貸借処理を適用することが認められる。このように、例外処理の容認規定は、シンセティック・リースの組成を単純化しているのである。

ところが、その例外処理が廃止されると、シンセティック・リースの組成は難しくなる²⁶⁾。また、リースの会計と税務が完全に一致することになれば、シンセティック・リースの組成は不可能になる。その意味で、所有権移転外F Lについて、会計上は例外処理が認められ、かつ、会計と税務で売買処理のルールが一部異なる現在の制度的状況は²⁷⁾、産

- 24) 日本税理士会連合会・北村 [2004: 68頁]。その代わり、税務上、リースが売買とみなされた場合、レシーは、賃貸借とみなされることによって生じるリース税額控除の適用を受けることはできない（中央青山監査法人・税理士法人中央青山 [2004: 190頁]）。また、レシー側では、リースを賃貸借処理し、リース物件を有形固定資産等として計上していたとしても、税務上は、当該資産はレシーの所有に係るものではないとして取り扱われるから、所定の要件を満たしている場合であっても、特別償却や税額控除等の適用を受けることはできない（日本税理士会連合会・北村 [2004: 76頁]）。なお、固定資産税等は、経理処理のいかに係わらず、レシーが納税義務者となる（日本税理士会連合会・北村 [2004: 68頁]）。
- 25) 法人税法施行令136条の3、売買処理規準④（注18参照）。なお、その規準では、S 53通達の売買処理規準⑤（図表5）にあった購入選択権の必要条件是削除されている。
- 26) 所有権移転外F Lの例外処理が認められないアメリカでは、シンセティック・リースの組成に相当なコストがかかるため、1,000万ドル未満で取引が組まれることは稀とされている（AAA [2001: p. 292]）。
- 27) 例えば、現行制度上、売買処理を要する「リース期間÷耐用年数」の割合は、会計上は75%以上であり（図表2、耐用年数規準）、税務上は70%（法定耐用年数が10年以上の場合は60%）未満または120%超である（法人税法施行令136条の3、売買処理規準④、注18参照）。これに限っていえば、会計上と税務上の取扱いとは次のようになる。

「リース期間÷耐用年数」	会計上	税務上
70%（60%）未満……………	賃貸借処理	売買処理
70%（60%）以上～75%未満……………	賃貸借処理	賃貸借処理
75%以上～120%以下……………	売買処理	賃貸借処理
120%超……………	売買処理	売買処理

業界にとって保守すべき対象であり得ると考えられる。

IV. お わ り に

本稿では、日本基準の概要を検討し、その問題点が所有権移転外F Lの例外処理にあることを指摘した上で、例外処理が認められた理由、例外処理の廃止と存続をめぐる議論、例外処理の存続を求める産業界の意図を考察した。

それによれば、もともと例外処理の容認規定には、産業界の反発に対して妥協を図ったという政治的な側面のみならず、税法や商法との整合性を保つという制度的な側面があったことがわかる。茅根 [1998: 215頁] は、例外処理の容認規定について、「財務諸表の利用者に対する情報提供機能の充実を目指しながらも、配当可能利益と課税所得の算定という処分可能利益計算を目的とする利害調整機能を見捨てないわが国独自の制度的規制の存在が色濃く反映された結果」と指摘している。

ところが、今日では、その例外処理の廃止が検討されている。例外処理の容認規定が情報提供機能と利害調整機能のバランスを保つものであるとすれば、その廃止が意味することは、情報提供機能への重点シフトであろう²⁸⁾。それに即していえば、廃止論は、オンバランス化によって情報提供面を充実させるものであり、その方向性が税法や商法と齟齬をきたすとしても、それに係わる利害調整の問題は副次的なものとして捉えているように思われる。一方、存続論は、例外処理が容認された制度的理由に鑑み、あくまでもオフバランス化を前提としながら情報提供面を充実させるものであると見ることもできるが、それは利害調整の問題に重きを置いてのことかといえ、必ずしもそうではなく、むしろ、例外処理の廃止がもたらす経済的影響を懸念する声が強。しかも、存続論の主張の背後に、利益操作性を維持することや、シンセティック・リースに商品価値をもたせることが意図されているとなると、廃止論と存続論の溝は、そう易々と埋まるものでもないだろう。

リース会計専門委員会は、結局、審議を一時中断し、産業界に対して1年を目途に解決策を提示するよう要請した。しかし、その解決策は、あくまでも「当委員会における審議の趣旨を踏まえた上で検討すること」²⁹⁾、すなわち、例外処理の廃止を前提として検討することが期待されている。どのような解決策が返ってくるのか、注目して待ちたい。

引用・参考文献

- AAA [2001], Financial Accounting Standards Committee, "Evaluation of the Lease Accounting Proposed in the G4+1 Special Report," *Accounting Horizons*, Vol. 15, No. 3.
- FASB [1976], *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 13: Accounting for Leases*, FASB (日本公認会計士協会国際委員会訳『米国 FASB 財務会計基準書リース会計・セグメント会計他』同文館, 1985年)。

28) このような傾向は、昨今議論されている、いわゆる「日本版概念フレームワーク」の中でも見られるところである (企業会計基準委員会 [2004: 4 頁, 11-12項])。

29) リース中間報告 [2004: 4]。

- IASC [1997], *International Accounting Standard No. 17 (Revised): Leases*, IASC.
- Monson, D.W. [2001], "The Conceptual Framework and Accounting for Leases," *Accounting Horizons*, Vol. 15, No. 3.
- Schipper, K. & Vincent, L. [2003], "Earnings Quality," *Accounting Horizons*, Vol. 17, supplement.
- 秋山正明 [1996]『リース会計の実務』中央経済社。
- 新井清光・加古宜士編 [1994]『リース取引会計基準詳解』中央経済社。
- 新井清光・北村吉弘編 [1995]『リース会計と実務』税務経理協会。
- 幾代通・広中俊雄編 [1996]『新版注釈民法（15）債権（6）増補版』有斐閣。
- 大塚宗春 [1995]「リース会計基準の構造と課題」新井・北村編 [1995] 所収。
- 加藤久明 [2001]「リース会計の論理とその拡張——若干の法的考察を基礎として——」『弘前大学経済研究』第24号。
- 企業会計基準委員会 [2004]『（討議資料）財務会計の概念フレームワーク』（http://www.asb.or.jp/j_asbj/begriff/begriff.pdf）。
- 佐藤信彦 [2003]「リース取引オンバランス化の論理——レシーの会計を中心に——」『JICPAジャーナル』第15巻第10号。
- 茅根聡 [1994]「リース会計基準をめぐる国際的調和化の意味——IAS 第17号との関連において——」『會計』第146巻第5号。
- 茅根聡 [1998]『リース会計』新世社。
- 茅根聡 [2003]「わが国リース会計基準の改訂問題をめぐって」『會計』第163巻第4号。
- 中央青山監査法人・税理士法人中央青山 [2004]『リース取引の会計・税務』税務研究会出版局。
- 日本税理士会連合会編・北村信彦 [2004]『リース取引（第4版）』中央経済社。
- 松田安正 [2001]『リースの理論と実務（改訂版）』商事法務研究会。
- リース意見書 [1993]「リース取引に係る会計基準に関する意見書」企業会計審議会。
- リース事業協会 [2002a]「リース会計基準の見直しに関する意見——企業会計基準委員会・リース会計専門委員会で、渡辺会長が反対意見を表明——」『月刊リース』第31巻第11号。
- リース事業協会 [2002b]「リース会計基準見直しの審議について」『月刊リース』第31巻第12号。
- リース事業協会 [2003]「基準見直し・『賃貸借処理』削除に反対——渡辺会長、賃貸借処理存続、経済・税制への影響を主張——」『月刊リース』第32巻第1号。
- リース実務指針 [1994]「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」日本公認会計士協会。
- リース中間報告 [2004]「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」企業会計基準委員会（http://www.asb.or.jp/j_asbj/finance_lease.html）。
- リース通達 [1978]「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」（昭和53年7月20日，直法2-19，直所3-25）。
- リース通達 [1988]「リース期間が法定耐用年数より長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」（昭和63年3月30日，直法2-7，直所3-7，査調4-5）。

(付記)

本稿の執筆にあたって、京都会計研究会（平成16年5月8日，同志社大学）において，高寺貞男先生（京都大学名誉教授）をはじめ，多くの先生方から貴重なご意見を賜った。記して感謝申し上げます。もちろん，あらゆる誤謬はすべて筆者の責に帰するものである。本稿は，平成15年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究B，課題番号15730214）の交付を受けて行った研究成果の一部である。